

流速計検定業務受託契約書

件名：流速計検定業務

契約額：￥○○,○○○-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥○,○○○-)

実施場所：国立研究開発法人土木研究所

実施期間：自 令和○○年□□月□□日
至 令和○○年△△月△△日

頭書の流速計検定業務（以下「検定業務」という。）について、受託者 契約職 国立研究開発法人土木研究所理事長 西川 和廣 と、委託者 株式会社○○○○○○○○○○○○代表取締役 □□□□ は、次の条項により受託契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約の対象となる流速計は、以下に示すとおりとし、委託者は、検定業務の実施を受託者に委託する。

種類 型番 番号 ○○○○

（経理事務の処理）

第2条 受託者は、検定業務に係る経理事務の処理については、国立研究開発法人土木研究所会計規程により処理するものとする。

（経費の負担）

第3条 委託者は、受託者が受託業務を実施するために必要な次の経費を負担するものとする。

- 一 直接経費
- 二 間接経費
- 三 消費税相当額

2 前項各号に掲げる経費の各項目の解釈及び積算方法は、受託者が定める「国立研究開発法人土木研究所流速計検定業務の取扱いに関する達」によるものとする。

（再委託の禁止等）

第4条 受託者は、検定業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、第三者への委託が検定業務の一部であり、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 受託者が検定業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

（流速計の取扱い）

第5条 委託者は、当該流速計を、受託者の作業の進捗に支障のないように準備しなければならない。

2 受託者は、当該流速計を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(書式例)

(受託料の支払)

第6条 委託者は、第3条各号に掲げる経費については、受託者の出納職が発行する請求書により納入するものとする。

2 委託者の責に帰すべき理由により前項の経費の支払いが遅れた場合は、受託者は、委託者に対して年5%の割合を乗じて得た額を延滞金として請求できるものとする。

(契約の変更)

第7条 受託者は、流速計の種類、台数、契約額、実施期間を変更する必要が生じたときは、委託者と協議の上、契約を変更することができる。

(検定業務の中止)

第8条 受託者は、天災その他やむを得ない事由により、検定業務の遂行が困難となった場合には、相手方との協議を経て、検定業務を中止することができる。

(損害額の負担等)

第9条 委託者は、検定業務の処理に関して損害が生じた場合（受託者の故意又は重大な過失により損害が発生した場合を除く。）又は天災その他やむを得ない事由によつて損害を生じた場合は、当該損害額を負担するものとする。

2 前項の損害額については受託者と委託者が協議して定めるものとする。

(検定業務結果の報告)

第10条 受託者は、検定業務が完了したときは、遅滞なく「流速計検定成績書」を作成し、委託者に提出するものとする。

2 受託者は、検定業務を中止したときは、遅滞なく中止に関する報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

(その他)

第11条 この契約の内容に疑義を生じたとき又はこの契約に規定されていない事項若しくはこの契約によることができない事由が発生したときは、その都度受託者と委託者が協議の上決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受託者 茨城県つくば市南原1番地6
契約職 国立研究開発法人土木研究所
理事長 西川和廣

委託者 ○○県△△市□□町○○番地○○
株式会社○○○○○○○○○○○○
代表取締役 □□□□